

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会会議録

第二日（八月二十四日）

△案件

消防庁舎及び訓練施設等に関するについて

書記 佐藤 喜幸

△会場 川越地区消防局 三階講堂

” 武笠 浩
” 岩 渕 巧

△出席委員

委員長	柿 田 有 一 議員	副委員長	菊 地 敏 昭 議員
委員	飯 野 徹 也 議員	委員	小 峯 松 治 議員
委員	吉 野 郁 惠 議員	委員	桐 野 忠 議員
委員	明 ヶ 戸 亮 太 議員	委員	関 口 勇 議員
委員	小 野 澤 康 弘 議員	委員	小 ノ 澤 哲 也 議員
委員	片 野 広 隆 議員		

○開 会 午後零時五十九分
○議 題

消防庁舎及び訓練施設等に関するについて
柿田有一委員長 それでは、おそろいですので、始めさせていただきます、よろしいでしょうか。消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会は、定足数に達してまいりますので、これより開会いたします。

直ちに会議を開きます。

審査に入ります前に、議員改選前の特別委員会の概要について御報告させていただきます。

△組合議会議長
議 長 小 林 薫 議員

△組合議会副議長
副議長 高 橋 剛 議員

△説明のための出席者

消防局長	高 野 春 雄
次 長	岸 田 隆
総務課長	谷 島 忠 雄

△委員会に出席した職員

書記長 田 宮 修

議員改選前の特別委員会は五回開催され、新消防庁舎等建設について調査いたしました。調査の過程で、平成二十三年以降、新消防庁舎建設にかかわる予算計上が見送られ事業が先送りされていることや、建設用地の候補地などについても具体的に示されていない実態が明らかになりました。このことから平成二十九年二月十三日、本特別委員会として新庁舎等の建設について建設用地の選定や確保を含め速やかに事業を推進する旨の消防局新庁舎建設等に関する提言を管理者に提出いたしました。

以上が議員改選前の特別委員会の概要であります。

続いて、本日の特別委員会ですが、お手元に配布しております特別委員会次第をごらんください。

まず、調査を始めるに当たり、初めに、消防庁舎等建設に関する検討経緯について説明を受け、その後、今後どのように会議を進めるかを協

議願い、特別委員会を閉じさせていただくという流れにさせていただきたいと存じます。

以上が本日の予定であります。

これより付議事件であります消防庁舎及び訓練施設等に関するについて審議に入ります。

初めに、消防庁舎等建設に関する検討経緯についてを議題といたします。

事務局、御説明を願います。

総務課長

消防庁舎等建設に関する検討経緯について御説明をさせていただきます。

お手元にご置きます資料一をごらんいただきたいと存じます。

初めに、平成八年、消防本部耐震診断調査業務委託実施でございます。これは、平成七年一月十七日発生の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた建築物の耐震改修の促進に関する法律が平成七年十月二十七日、法律第二百二十三号として公布され、同年十二月に施行されました。そのため、同法に基づき平成八年に消防本部庁舎の耐震診断調査を実施したものでございます。耐震診断調査の結果につきましては、一階 I s 値〇・八七、二階 I s 値〇・六八、三階 I s 値〇・六三と、防災拠点施設としては耐震安全性が不足しているとの結果となりました。

次に、平成十一年、耐震補強設計業務委託実施でございます。

これは、平成八年度実施の耐震診断調査業務委託の結果を受け、庁舎の耐震化を図るべく耐震補強設計を実施したものでございます。耐震補強設計の方針でございますが、防災拠点施設として I s 値〇・九を目標として、増設壁、鉄骨フレームの設置等により耐震性能の向上を目標として設計を実施いたしました。

次に、平成十二年、川越市実施計画への参画でございます。

これは、耐震補強設計業務委託の結果を受けまして現在の庁舎で耐震

化を実施すると、工事による執務への影響が大きいため、検討した結果、移転新築を最優先に計画する方針となりましたので、川越市総合計画に参画したものでございます。移転候補地につきましては、大字菅間地内にご置きました旧目白学園の跡地でございます。

次に、平成十三年七月、仮称消防本部合同庁舎建設検討委員会及び仮称消防本部建設検討プロジェクトの設置でございます。

これは、旧目白学園跡地へ消防本部、消防署、訓練センターの合同庁舎を建設するに当たり、敷地、庁舎等の規模などの概要を検討するために設置いたしました委員会等でございます。構成員につきましては、川越市、川島町、消防組合から選任しております。なお、検討委員会は一回、プロジェクト会議は二回開催し、建設概要等について検討いたしました。この後、平成十四年二月、平成十四年度実施計画査定結果が通知され、ゼロ査定の内示を受けました。このため、基本設計業務委託の予算が配当されなかったため、検討委員会及びプロジェクト会議の開催は、平成十七年七月までありませんでした。

次に、平成十七年七月、消防庁舎建設検討委員会設置でございます。

この消防庁舎建設検討委員会でございますが、旧目白学園跡地を建設候補地として、平成二十一年度当初から業務開始を目指し、消防局庁舎のより詳細な仕様を検討するための委員会として消防局内に建設検討委員会を設置したものでございます。しかしながら、同年九月に川越市から旧目白学園跡地利用について、消防庁舎建設でなく他の方法で活用するとの連絡を受けまして、平成十八年度の実施計画をゼロ査定と受けたため、会議の開催は事実上ありませんでした。

次に、平成二十二年一月、川越地区消防組合新消防庁舎建設に関する検討委員会準備会でございます。

本会議では、川越市総務部防災危機管理課が事務局となり、川越市、

川島町、消防組合の三者において、現在の消防局庁舎の狭隘、老朽化、耐震性の不足及び消防力の充実強化の課題について検討するため、川越地区消防組合新消防庁舎建設に関する検討委員会及び川越地区消防組合新消防庁舎建設に関する検討部会を設置することに決定いたしました。また、本会議で設置することになりました委員会等につきましても、引き続き川越市総務部防災危機管理課が事務局として運営することに決定いたしました。

次に、平成二十二年二月、川越地区消防組合新消防庁舎建設に関する検討委員会及び検討部会の合同会議についてでございます。

会議の内容につきましては、委員会等の設置時期及び要綱について審議し、平成二十二年四月一日施行と決定いたしました。

次に、平成二十二年四月、川越地区消防組合新消防庁舎建設検討委員会設置要綱施行及び川越地区消防組合新消防庁舎建設に関する検討委員会及び検討部会の合同会議でございます。

平成二十二年四月一日に同要綱を施行したものでございます。会議の内容につきましては、事務局が用意した消防局・北消防署移転新築計画案について説明したものでございます。

次に、平成二十二年五月、川越地区消防組合新消防庁舎建設に関する検討委員会及び検討部会の合同会議でございます。

会議の内容につきましては、新消防庁舎の規模、性能及び併設施設並びに建設場所について検討を行いました。

次に、平成二十二年六月、川越地区消防組合新消防庁舎建設に関する検討委員会及び検討部会の合同会議でございます。

会議の内容につきましては、新消防庁舎及び川越市・川島町防災拠点施設整備についての調査検討報告書について検討を行いました。

次に、平成二十二年八月、川越地区消防組合新消防庁舎建設に関する

検討委員会でございます。

会議の内容については、川越地区消防組合新消防庁舎建設検討部会の調査検討中間報告及び建設候補地について検討を行いました。

次に、平成二十二年九月、川越地区消防組合新消防庁舎建設に関する検討委員会委員長が、川越市長及び川島町長並びに消防組合管理者へ中間報告でございます。

内容につきましては、検討部会が川越地区消防組合新消防庁舎及び防災拠点施設整備について調査検討し作成した資料について、委員会において調整を図り、その調査検討結果を中間報告として川越市長、川島町長及び消防組合管理者へ報告したものでございます。

次に、平成二十三年一月、川越地区消防組合新消防庁舎建設に関する検討部会、川越地区消防組合新消防庁舎建設に関する検討委員会及び検討部会合同会議でございます。

会議の内容につきましては、検討部会で最終報告書及び建設候補地について検討を行い、合同会議で川越地区消防・防災拠点施設整備基本計画（案）及び建設候補地について検討を行いました。

次に、平成二十三年五月、川越地区消防組合新消防庁舎建設に関する検討委員会委員長が、川越地区消防組合新消防庁舎建設検討結果報告書として川越地区消防組合新消防庁舎検討結果報告書を川越市長、川島町長並びに消防組合管理者へ報告でございます。

検討結果報告書として川越地区消防・防災拠点施設整備基本計画を報告したものでございます。なお、この報告書は平成二十七年十月開催の特別委員会において会議資料として配布しております。

次に、平成二十七年三月、現消防局庁舎にて消防救急デジタル無線整備を完了でございます。

当初、消防救急無線のデジタル化については、新消防庁舎整備と同時に

に実施する予定でしたが、同時実施が困難であるため、アナログ無線の使用期限に合わせて消防救急デジタル無線を整備したものでございます。

次に、平成二十七年七月、組合議会にて消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会設置でございます。

特別委員会については、平成二十七年十月二日から五回の委員会が開催されております。

次に、平成二十九年二月、消防庁舎及び訓練施設に関する特別委員会委員長から消防局庁舎等建設に関する提言が組合管理者に提出でございます。

提言内容につきましては、新庁舎の建設について、建設用地の選定や確保も含め速やかに事業を推進することであります。

次に、平成二十九年三月、川越地区消防組合消防基本計画を策定でございます。

本計画については、住民の安全安心を守るため、今後十年間に本組合が目指すべき姿を明確にし、これを実現するための基本的な施策方針、重要施策、達成目標などを総括した本計画を策定しました。なお、消防局・川越北消防署新庁舎建設の基本方針につきましても本計画に示させていただきます。

次に、平成二十九年六月、消防局庁舎建設検討委員会設置でございます。

本委員会は、消防局庁舎建設に係る必要事項について検討協議し、建設目的を達成するため設置したものです。構成員につきましては、委員長を消防局長とし、委員は消防局課長及び消防署副署長でございます。

次に、平成二十九年七月、消防局庁舎建設検討委員会でございます。会議の内容につきましては、川越地区消防局・川越北消防署新消防庁舎整備基本計画（素案）について検討を行いました。

同じく平成二十九年七月、川越地区消防組合新消防庁舎建設検討委員会及び検討部会合同会議でございます。

本委員会及び部会については、平成二十二年四月に新消防庁舎の建設を検討するために設置されていた委員会及び部会が再開されたものであります。消防庁舎検討委員会の位置づけ及び構成員につきましては、資料二を参照願います。会議の内容につきましては、新消防庁舎に必要な機能及び規模並びに建設候補エリア等について検討を行いました。

以上で消防庁舎建設に関する検討経緯についての説明とさせていただきます。以上でございます。

柿田有一委員長 ありがとうございます。この間の経緯、お配りしている資料などについての説明が少し不足していると感じたものですから、それについての何か月かの経緯をつけ加える形で説明をしていただきました。あわせて、資料二の中に現在進行している委員会等の組織の構成等も資料としてつけさせていただきました。これらの委員会の議論の中心は、今、報告のとおりでございます。

消防庁舎建設に関する検討経緯の説明については、今、事務局より説明が終わったところでございます。これより委員の皆さんから御質疑、御意見等ございましたら御発言を願いたいと思っておりますが、発言ございますでしょうか。

吉野委員。

吉野郁恵委員 いろいろ御説明ありがとうございました。

確認を含めてお尋ねします。今の資料一のほうで建設場所についてとあとは建設候補地ということで旧目白学園のほうでは使用ができないというその後、建設場所についての検討が何回か行われていますけれども、それに関する幾つかの方法、方向性、二万平米というふうなお話も伺っているんですが、その辺のところはどういった流れになるのか、消防

署のそちらのほうのお考えを確認させていただければと思います。

消防局長 今、吉野委員より質問いただいたとおりでございます。当初のその目
白学園のところではそういう二万平米というところで議論されておりま
すが、一番最後になりますけれども、今つくっている部会のほうでのと
ころでは、その面積等も含めて検討課題となっているような状況でござ
いまして、今その議論を重ねるところでございます。

吉野郁恵委員 それは平米数も含めていろいろと総合的にお考えなのかどうか。
消防局長 はい。いろいろなところを議論してということでお考えしております。

吉野郁恵委員 先日いただきました資料の中で川越地区消防組合消防庁舎建設検討
結果報告書という中身を見せていただきましたが、ページの十四ペー
ジでライフサイクルコストという御説明がありまして、米印でライフサ
イクルコストとは、生涯コスト、建物の規格、設計に始まり竣工、運用
を経てというように、寿命が来て解体処分するまでというふうに書いて
ございますけれども、こちらの建設に当たりそのライフサイクルコスト
というのは大体、寿命はどのぐらいのお考えでいらっしゃるのしょう
か。

柿田有一委員長 事務局、すぐ出ますか。
次長。

消防局次長 建物等の関係でございますが、一般的にコンクリート造につきまして
は、多分六十年ぐらいのものを考えているような形だと思えます。

吉野郁恵委員 ありがとうございます。

やはりいただいた資料の中で、川越地区消防組合公共施設等総合管理
計画の中でページ三十五ページなんですけれども、こちらのほうで、二
〇二〇年から建てかえを含めて、それでその後またコストがかかるのが
二〇五五年あたりからなんですけれども、こちらですと三十年余りです
が、こちらのほうにはその新しく建てかえた施設は入っていないんです

か。

総務課長 三十年サイクルで大規模改修を加えまして、給水だとか空調設備だとか
そういうものについては、三十年で大規模改修したことによってより長
く使って、六十年を目指して使っていくというそういう計画でござい
まして、今後これについては総合的な管理計画でございまして、今後、
個別のその箱物については個別のライフサイクルといえますか、改修計
画をまた別に定める予定でございまして、今後そういった建築物ができ
た場合には、その建築年数によってその大規模な改修がやがていつやっ
てくるというのをあらかじめ設定いたしまして、その建物についてより
長く使っていくようなそういうことを目指して定めたものでござい
ます。そういう意味で六十年、三十年というスパンでございます。

吉野郁恵委員 ありがとうございます。

寿命を長くということ、途中でのメンテナンスも入ってという意味
でよろしいですね。これからの人口減と歳入の件もありまして、また基
金という話もありますけれども、ぜひ皆さん努力していただいでよろし
くお願いしたいと思います。ありがとうございます。

柿田有一委員長 そのほかに御発言ございますか。
明ヶ戸委員。

明ヶ戸亮太委員 御説明ありがとうございました。

二十三年の五月に川越地区消防組合新消防庁舎建設に関する検討委員
会より報告書が提出されておりますが、これはこの会議としては最終報
告という形での提出になっているのでしょうか。

消防局長 二十三年のときの検討部会の資料というのは、多分その当時は、二十三
年にそういう検討報告書ができたということの意味合いとしまして、最
終決定ではなくて、こういうのがありますよという形で配布されたと思
います。ですので、その内容については多分議論していないのではない

かと記憶しております。

なお、管理者のほうに報告はしております。

明ヶ戸亮太委員 その後、会議が行われているというのが書かれてなかったものでしたので、二十三年に出された報告書としても、例えば二十七年にはデジタル無線の整備が入ったりとか候補地の案とかについてもいろいろその後いろいろ変わっている点もあると思うんですよ。それらを含めて、また今後会議を行っていくような検討というのものもあるのでしょうか。

消防局長 今、一番最後に載っておりますが、平成二十九年、今年より市の協議のほうが開いているんですけども、そのときにフローチャートに沿ったような形で今その最終的な部分というか、見直しをかけるような形で今進行しているような状況でございます。

柿田有一委員長 若干補足をいたしますが、この問題については二十三年に、管理者には報告をされて議会には報告をされていなかったというのがこの間の経緯です。その間は事実上、庁舎建設に関しては四年間ストップをしているというような状況であったかというのがこの間の議論の経緯だったと思うので、その点は補足はしておこうかなと思います。

明ヶ戸委員。

明ヶ戸亮太委員 ありがとうございます。

最終的な執行部側のいろんな考えを取りまとめたものと、こちら側でやらせてもらっています特別委員会での考えとかを最終的にはすり合わせが必要になってくるのかなと思うんですけども、そのすり合わせについてはどの程度の目安で今後行っていくのか、お考えがあればお聞かせいただけますでしょうか。

消防局長 今、市の検討委員会が動いておりますので、検討委員会で案が承認された時点で特別委員会に報告するような形をとっていきたいと考えております。

柿田有一委員長 この点についても補足をいたしますが、先ほど報告をいただいた六月に設置された委員会、それから七月に至る流れは、議会側から推進に対する提言が出されたことも含めて、改めて協議を再開するというところで再開された流れになっています。川越市、川島町、それから組合と三者で協議する場が設置をされたということで、明ヶ戸委員お話しのとおり、実質的にはそのすり合わせというんでしょうか、組合側が計画をして、意図してこういう方向が必要ではないかというものについての裏づけ、それから不透明ですとか、財政的な問題を含めた疑問点を各市町から出していただきながら実現に向けた協議が現在進行していると、大体こういうような流れかと思えます。少し言葉が足りなかった部分もあるかと思いますが、そういうような状況だと理解していただければよろしいのかなというふうに思います。

加えて何か御発言ありますでしょうか。

小ノ澤委員。

小ノ澤哲也委員 初めてこの特別委員会へ参加させていただきました、今、以前にいただいた資料であるとか見させてもらいました。また、今さまざま平成二十三年度当時からさまざまなやりとりの経緯もお聞かせいただいておりますんですけども、先ほどの御説明の資料の一の一番最後、七月の段階で、右側のところに川越地区消防局・川越北消防署新消防庁舎整備基本構想(素案)について検討というふうな表記がされておるんですが、この素案というものがもう既に存在をしているということでもよろしいんですか。

消防局次長 今の素案の関係でございますが、素案の内容につきましては、資料二のほうにございます新消防庁舎の規模、機能及び併設施設等に関する事項、また新消防庁舎の建設場所等に関する事項、あともう一点、新庁舎の整備の手法等に関する事項、その他新庁舎の建設に関して必要な事項

と、おおむねそういうものを素案に入れさせていただきまして、今作成中でございます。

小ノ澤哲也委員 作成中ということでございますけれども、その作成中の途中のものを検討しているんだと思うんですが、その途中という形であって今日現在直近のものを、例えばこの特別委員会のほうに資料としていただくことはできるんでしょうか。

この素案というのはこの紙一枚じゃないですよ。それは素案という段階であつたとしても、そういったものがこの場に提出されるのであれば、より具体的にその検討とかそういうところに特化して一緒になつて考えていけるのかなと思うのですが。

消防局次長 素案の内容でございますが、先ほどの内容を検討部会等で検討しているものでございます。その後、八月の三十日に委員会等がございまして、そこに素案を提出させていただく予定でございまして、現在のところ、検討委員会です承をさせていただけないと現状では出せない状況でございます。

小ノ澤哲也委員 次回が八月三十日ということでございますが、この資料二というのと、その検討をしているのがこの資料二の例えば左側ということなんですか、これは。

消防局次長 主な内容はそういう四項目の内容でございます。

柿田有一委員長 今の説明についてですが、この組織、資料二でつけている組織、それからその組織がどういう形で議論を進めているのかという流れが少し委員の皆さんには見えづらいかと思いますので、組織がそれぞれあつて、どういう順番でどういう形で議論が進んで審議をされているのかということをもう少し詳しく資料二について説明をいただいたほうがよろしいかなと思うので、説明できる範囲で少し補足いただけるとありがたいと思うんですが。

総務課長。

総務課長 資料二をごらんいただきますと、左右に分けた記載があると思いますが、まず、川越地区消防組合内で庁舎建設検討委員会、この中で案を検討しているところでございます。その点線の括弧書きの中に所掌事務として一、二、三、四、五と、消防庁舎の敷地の選定、規模に関する事項、それから消防庁舎の構造、用途に関する事項、消防庁舎の附帯設備に関する事項、訓練センター等併設施設に関する事項、その他消防庁舎の建設に必要事項、こういったことをまずは組合内で検討をさせていただきまして、その案を、今度は左側の川越市、川島町、消防組合、この三つの団体から委員が出ました、委員長を川越市副市長といたしますこの委員会の、下部組織の検討部会でまずもみまして、その内容について今度は、先ほども説明があつたとおり、今月末の三十日に開催されます検討委員会にその案を提示いたしましたして決定をいただく、そういう過程を経て、初めて承認を受けた内容が最終的には組合管理者に報告という、この資料二の内容でございますが、要約した内容でございますが、そういう流れで今検討を進めている中で、検討部会の中でいろいろと疑問点等がある場合には、この意見ということでもう一度この検討委員会、川越地区消防組合の中の検討委員会に差し戻しといいますか、検討する内容を再度検討しまして、修正案の提示をさせていただいて、その検討部会を重ねて内容を最終的なものに決定をいただくという過程を今踏んでいるところでございます。

この資料二の内容につきましては、このような過程を経て最終的なものができ上がるという内容でございます。

柿田有一委員長 今報告のとおり、素案の案が組合側でつくられて、それを部会レベルで議論をして、それが何度かやりとりをされた後に委員会で決定をされて素案が確定して報告されるという流れになつていよう、素案

の案が日々修正されながらやりとりされているというのが、今現在の状況のようでございます。

この見込みが、検討委員会に報告されるであろう予定が三十日に委員会が開催される予定だと。ここで確定するかどうかはまだわかりませぬけれども、そういうような流れになっているということで、少し今の時点での我々への公表はということと言及がありました。御意見があれば少し伺っておくのも悪くないと委員長としては考えております。

小ノ澤委員。

小ノ澤哲也委員 今説明を聞いて、あらあらイメージはわかりました。実際のところ、何度かのやりとりをしながら最終的には管理者のほうに報告をされるという形だと思うのですけれども、この一応、素案といえますか、この構想というものを大体いつごろまでにしっかりとくり上げようというそういった目途としている時期というのはあるんですか。例えば三十日のときでも全部終わるものなのか、あるいは、そうでないにしてもいつぐらいまでには終わらせたいという部分があるんですか。

消防局長 消防側としては、なるべく早く早く承認をいただきたいと思っております。そんな形で今努力はしているような状況でございます。ただ目安としますと、スケジューリングの中だと本年度にある程度の土地のところの場所決めが、多分スケジュールに入っておりますので、できれば予算時期までには決めたいというのがこちらの、あくまで消防側の希望でございます。ただ、あとはまだこれから議論いたしますので、議論結果で差し戻る可能性もありますので、そのような形でございます。

小ノ澤哲也委員 あらあらわかりました。いずれにしても直近でいうと三十日のときにまたその委員会等、最終的にどなたがどういう形で判断するのかというのはいちよつと理解しかねている部分がありますけれども、その素案の段階、直近の、決まっていなくても最新の段階でも一度どうい

った内容になっているのかという部分のものをこの場に提供していいよというふうな話になったのであれば、できればいただきたいと思えます。

柿田有一委員長 御意見いただきましたので、御検討をよろしくお願いいたします。ほかにありますでしょうか。

桐野委員。

桐野 忠委員 今の小ノ澤委員の話がありましたけれども、素案に対するスケジュールは若干、三十日も含めてあるんでしょうけれども、今後の、その後の検討委員会も含めて、タイムスケジュールというのは何かあるんですか。作成されていらつしやるんですか。

消防局長 消防局では、一応作成しております。

柿田有一委員長 可能な範囲で少し、せっかく質問をいただいておりますので、御発言いただいたほうがよろしいかと思っております。概略で結構ですが。

次長。

消防局次長 ただいまのスケジュールの関係でございますが、今、先ほどお話のありました検討部会等で今後のスケジュールということで、供用開始につきましては三十六年の四月ということで予定しております。今年度、先ほど言いました、小ノ澤委員さんにもありました基本構想を、予算時期もございまして、来年度予算に含めまして基本構想を遅くとも年内には作成するという形で、あと地質調査の研究決定ということで、こちらにつきましてもなるべく早くという形で、今年度中にはという形で予定しております。

来年度に、三十年度につきましては、基本計画の策定、あと用地の測量、用地費の調査とか、そのような形がございまして、その後、用地の買収交渉等に入っていくというふうに考えてございます。

三十一年度につきまして、基本設計を設計しまして、その後、実施設

計と構造のほう、建築工事等に二年から三年かけて実施をしていきたいというふうなスケジュールを今のところ、案でございますが、そのような格好で考えてございます。

柿田有一委員長 よろしいでしょうか。

ほかにありますでしょうか。

今の点、若干補足をしておきますが、局、組合の中での構想スケジュール感は持っております。一方で、その裏づけに対するものは、市町の予算等もありますので、そういったものがこの間の委員会、それから検討部会の中で市町から質問として市町が確認したい点が協議をされているということ、先ほどお話のあった構想などの確定に当たって、今、組合が考えていることを示したものに對する意見が随分と出されているようだという報告は受けております。

この点についても後ほど御報告いたしますが、経過などについての報告のやり方について、後ほど御議論いただければと思います。

そのほかにありますでしょうか。

(「なし」と言う者がいる)

柿田有一委員長 よろしいですか。それでは、細かい資料等もございまして、手持ちの資料等もそれぞれ異なっているかと思えますが、今お話しいただいたとおり、これまでの状況を報告いただいて、不足の部分は確認していただいたところでございます。

きょうの一番についての議論は以上といたします。

以上で消防庁舎建設に関する検討経緯についてを終了いたします。

○今後の進め方について

柿田有一委員長 次に、今後の進め方についてを議題といたします。

(休憩)

(再開)

柿田有一委員長 八月三十日に川越地区消防組合新消防庁舎建設検討委員会が開催されることから、その検討結果について、報告を受けることでよろしいでしょうか。また、その報告については、本組合議会の九月定例会終了後に本特別委員会を開催し、受けることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者がいる)

柿田有一委員長 では、そのように決定いたします。

以上で今後の進め方について終了いたします。

○閉会中の特定事件については、地方自治法第九十九条第八項の規定による継続審査とすることに決定した。

○閉会 午後一時四十五分